



午前11時11分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、発言の取り消しについてを議題といたします。ここで地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、11番吉原議員の退場を求めます。

〔吉原経夫議員 退場〕

去る3月19日付で吉原経夫議員から3月11日の一般質問における発言について、お手元に配布しましたとおり発言取り消し申請書が提出されました。ここでお諮りします。この発言取り消し提出について、これを許可することに皆様ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。従って吉原経夫議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。これで吉原経夫議員の入場を認めます。

〔吉原経夫議員 入場〕

○議長（松本英隆君）

吉原経夫議員に申し上げます。3月19日付で申し出のありました発言取り消しについては、申し出のとおりこれを許可いたします。よろしいでしょうか。

日程第2、議案第2号から日程第10、議案第20号までを一括議題とします。

議案第2号から議案第9号及び議案第20号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

去る3月12日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、3月14日に総務建設分科会、3月15日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第2号、3号、6号、7号、9号、20号の6議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号、5号、8号の3議案につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定

いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第2号令和5年度大治町一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号令和5年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号令和6年度大治町一般会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。来年の一般会計予算でございます。財源が非常に逼迫している。その中で町制施行50周年事業だけは潤沢に予算が配置されています。町制施行40周年の時には町民の方に配布するTシャツの数ですね、多いんじゃないかということで議員の皆さまが少しでも歳出を削ってほかの町民の施策に充てるべきということで議論をしたことを思い出します。今回ですね、そういう議論が起こらない。またですね、予算があれば給食費無償化、無償化といかなくても軽減するなど町民本位の施策がもっと進めることができる。なぜ町制施行50周年記念事業だけ優遇されているのか。これは町長の政治姿勢に基づくものだと思いますが、その姿勢に基づく町民不在の予算案に反対をいたします。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続きまして、原案に賛成の方の討論を許します。

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。令和6年度大治町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。令和6年度の当初予算は高まる保育需要に対するこども園の新設等に対する助成や、昼間家庭にいない児童を受け入れ、見守る居場所づくりなどの子育て支援対策に要する経費、町民の健康維持・増進及び介護予防を推進するための三本木地区の健康公園の整備や健康フェスタの開催に要する経費。スポーツセンターのリノベーション事業として多くの世代が幅広く交流できるようプール跡地を子供の居場所などに改修する経費など、町の新たな魅力づくりにつながる事業や住民の福祉の向上と安全・安心を目指した経費が計上されたものであり、これら財源の確保が適切になされたものでありますので私はこの案件に賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計予算について討論を行い

ます。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○5番（鈴木康友君）

討論の前に動議を求めます。

○議長（松本英隆君）

簡単に動議の内容をお願いいたします。例えば休憩動議などあると思うのですが。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。本会議、3月定例議会の延会と並びに議案第5号大治町国民健康保険特別会計予算、こちらの案件につきまして委員会への再付託の動議を求めます。

○議長（松本英隆君）

ただいま第5号に対して鈴木康友議員から動議が提出されました。この動議に対して賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手 1名]

○議長（松本英隆君）

賛成者がおりますので、この動議は成立いたしました。

それでは鈴木康友議員、今の動議の内容の説明をお願いいたします。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。本動議につきましては議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計予算につきまして、けさ方資料の差しかえ等ご説明いただきました。こちらにつきまして審議する時間が必要ではないかと考えまして令和6年3月大治議会定例会議を延会するもの、並びに議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計予算につきまして文教厚生委員会へ再付託への動議を求めるものでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

ただいま5番鈴木康友議員から出された動議について、どなたか質疑がある方はございますか。

○11番（吉原経夫君）

本日ですね、いろいろ簡単には説明いただいたのですが、やはり議場で説明をもう少し詳しくしていただかないとこの動議に賛成するか反対するか。もう少し行政側から説明を求めたい…

○議長（松本英隆君）

吉原議員。動議者に対しての質問ですのでそれを鈴木康友議員に答えてもらえばいいですか。

鈴木康友議員。今の吉原さんの質問に対してお答えは可能ですか。

○5番（鈴木康友君）

動議を諮っていただければと。

○議長（松本英隆君）

そうですね、はい。吉原さんに対しての発言は今のとおりですのでお願いいたします。
ほかにごいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

それではただいま議題になっております、動議について採決をしたいと思います。ただいまの鈴木康友議員の動議に対し、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手 2名〕

○議長（松本英隆君）

挙手少数です。したがってただいまの動議案に対することは採択しないというふうに決定いたしました。

続きまして、議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。令和6年度大治町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。まず3月15日文教厚生常任委員会で私はこの予算案について間違えたのではないかと言いまして、実際に今日間違いが出されております。しかし私からもその点を指摘したわけではございませんが給与費明細表の53ページですね。間違いがあったと。ただ私が間違えたのではないかといったことは訂正をさせていただきます。間違えたのではなくて、間違っているのを堂々と出してきた予算だということで3点指摘させていただきます。1点目は予算書の38・39ページの財源内訳の中の国県支出金、特別調整交付金、公金の一部にシステム改修費が入っております。充てる先が一般被保険者医療給付費分。いわゆる県への納付金でございます。使途が間違っております。県の担当者にお聞きしたら、やはりシステム改修費は…

○議長（松本英隆君）

吉原議員、聞こえますか。趣旨を簡単にしてください。どこに聞いた、あそこに聞いた。そういう発言はいりません。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。

○議長（松本英隆君）

お願いいたします。

○11番（吉原経夫君）

特別調整交付金の一部にシステム改修費が充てられております。一般被保険者医療給付費分、これは県への納付金です。使途が違っております。予算については市町村が決めるべきものでございますが、支出について歳出については明らかにここで充ててはいけません。直さなければいけない。財源更正するという行政側の説明でございますが、財源更正は国や県の補助金が貰えるかどうか分からないときに一般財源としてやって、貰ったときに財源更正すると。これですと特別調整交付金を貰ったときにまた違うところに充てなければいけない。違う財源更正をしないといけない。また貰えなかったら貰えなかったで、財源更正をしないといけない。どちらにしても直さなければいけない予算書になっております。つまり間違っている予算書です。当然、賛成するわけにはいかない。

2点目でございます。26・27ページで国保電算システム改修業務委託料ですね。一般財源が充てられております。昨年の12月議会の補正予算の中で一般会計のその他繰入金には赤字補填に当たるので廃止していくと。しかしそれ以外の分に関しては国も認めているし、一般会計から充てていくということになっているのに一般会計から出さずに、国保の一般財源に充てていると。方針が変われば変わった説明があるべきなのに、何もなし。12月議会と3月議会で言っていることが違う。これは被保険者である町民負担の増加につながるし、議会軽視である。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、説明ではなく、もう少し端的にお願いできませんか。

○11番（吉原経夫君）

被保険者である町民の負担増につながり、また議会軽視であると。

3点目は国民健康保険特別会計はですね、私のお金ではございません。公金のもので。公金が入っている。つまり町民の税金が入っております。町民の皆さんのお金が入っているから町民の皆さんにわかりやすい予算書をつくるのが当然です。今回わかりにくくなっている。これは町民に分かりやすい、また町民の代表である議会議員に分かりやすい予算書をつくらなければいけないという原則を逸脱している。その3点で反対をさせていただきます。ちなみにこの根底には、

○議長（松本英隆君）

吉原さん、ちなみにはいらないです。

○11番（吉原経夫君）

はい。

○議長（松本英隆君）

座ってください。

○11番（吉原経夫君）

3点でもう1点付け加えさせていただきます。根底には一般会計からの繰り入れを減

らしていくという方針のもとでやられている。一般会計からの繰り入れを減らして被保険者である町民負担を増やす。それなのに、町制施行50周年事業は潤沢にやっている。お金の使い方が間違っている。町長の政治姿勢が問われる。間違っているということで反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

数点、行政側に対して違うところがありましたけれども、わかりました。

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

7番三輪明広議員。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広です。議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。令和6年度の国民健康保険特別会計予算は団塊世代の高齢化による後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険の適用拡大などにより国民健康保険加入者が減少していく中で前年度繰越金や支払準備基金等を活用することで、税率を引き上げることなく愛知県へ事業費納付金の納付する編成となっており、国民健康保険加入者への税負担について配慮がなされております。また、新規に特定健康診査の未受診者対策事業費を計上するなど医療費の抑制のため保険事業にも注力しているだけでなく、国県支出金の財源充当についても来年度の事業内容を踏まえたものであり、今後はしかるべきときに財源更正をしていくとのことでした。よって私は原案に賛成するものです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これから議案第5号を採決します。

○5番（鈴木康友君）

議長。

○議長（松本英隆君）

なんですか。動議ですか。

なんですか。

○5番（鈴木康友君）

採決における議案第5号の採決時の退席を求めます。

○議長（松本英隆君）

退席ですか。

○5番（鈴木康友君）

はい、退席。

○議長（松本英隆君）

どうぞ。

○5番（鈴木康友君）

失礼いたします。

[鈴木康友議員 退場]

○議長（松本英隆君）

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

5番鈴木康友議員の入室を認めます。

[鈴木康友議員 入場]

続いて、議案第6号令和6年度大治町土地取得特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第7号令和6年度大治町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。令和4・5年度に比べまして令和6・7年度は所得割率が9.57%から11.13%。被保険者均等割額は49,398円から53,438円と被保険者の負担増になっている。それを踏まえた予算案になっております。物価上昇に追いつかない年金の目減り。非常に町民の生活も苦しくなっている中で、被保険者の負担増につながるのには到底賛成することはできません。また、このような事態になっているのは後期高齢者医療制度自体が持っている矛盾であると思っております。よって令和6年度後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

議案第8号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度の現状は団塊の世代の加入が続き、高齢化の加速により被保険者数は増加を続けております。令和6年度より愛知県後期高齢者医療広域連合において保険料率が改定されておりますが、これは一人当たり医療費の増加などに伴うものでございます。その財源に充てるための必要な見直しでございますので、反対の討論では後期高齢者医療制度につきまして反対と発言されておりますが後期高齢者医療制度に代わる対案を示して反対すべきではないでしょうか。よって反対理由が適切でないことから、私は後期高齢者医療特別会計について適切な予算計上がなされておりますので、本議案に賛成するものでございます。皆様のご賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号令和6年度大治町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号令和5年度大治町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、日程第11、議案第10号から日程第13、議案第12号までを一括議題とします。

議案第10号から議案第12号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

総務建設常任委員会は3月14日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審

査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

議案第10号大治町森林環境譲与税基金条例の制定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第11号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第12号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

新たに会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることによって経費の増加、対象人数の見込みはの問いに対して勤勉手当の予算額は2345万2000円。対象人数は100人を見込んでいるとの答弁でした。

また、すべての会計年度任用職員が対象となるのかの問いに対して任期が6か月以上、勤務時間が週当たり15時間30分以上の者が支給の対象となるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第10号大治町森林環境譲与税基金条例の制定についての討論を行います。初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号から日程第16、議案第15号までを一括議題とします。

議案第13号から議案第15号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

文教厚生常任委員会は3月15日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

ます。

議案第13号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

子育て短期支援事業にかかる手数料を負担金に変更するが改正の経緯はとの問いに、令和6年4月から子育て世帯訪問事業と子どもの居場所づくり事業を実施する予定をしている。その中で利用者から事業の一部負担金を徴収することが、同じ子育て支援事業である子育て短期支援事業の徴収金を負担金として徴収することがより適切であると判断し、条例改正することとなったとの答弁でした。

議案第14号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。

議案第15号大治町介護保険条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

3年に一度改定するが段階や基準額をどのように算定しているかの問いに対し、令和6年度から8年度の給付費の総額を出し、被保険者の負担する保険料は23%という位置づけがあるため総額23%の保険料を出し、その中で14階層を決めたうえで最終的な基準額を算定したとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず議案第13号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午前11時58分 再開



○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第17、議案第16号から日程第20、議案第19号までを一括議題とします。

議案第16号から議案第19号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

議案第16号大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。

議案第17号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

自宅から出勤した時から公務の対象となるのか、また補償対象となった方はこれまでにいるのかの問いに対し、出勤途中から対象となる。過去に対象となった職員はいるとの答弁でした。

議案第18号大治町道路線の廃止につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。

議案第19号大治町道路線の認定についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

議案第16号大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号大治町道路線の廃止について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。



議案第19号大治町道路線の認定について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号令和5年度大治町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第21号令和5年度大治町一般会計補正予算（第12号）。

令和5年度大治町の一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ164万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8313万円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。令和6年3月22日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、大治小学校の校舎増築にかかる設計業務を進めていくにあたり、体育館東側のブロック塀及びフェンスのセットバックが必要になったため、大治小学校フェンス移設工事として164万2000円計上するとともに、大治小学校プレハブ校舎設計業務委託料とあわせて繰越明許費を設定するものでございます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金を164万2000円増額するものでございます。

また、河川改良工事において道路を試掘した結果、既設水道管の移設が必要となり、工期を延長する必要があるため繰越明許費を設定するものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。3ページ第2表繰越明許費補正についてお聞きいたします。まず河川改良工事でございます。今町長の提案理由の中でもありましたように、道路工事の時に水道管の移設が必要になったと。水道管ですね、大治町自前のものではございません。名古屋市上下水道局が敷設してあるものです。これですね、やはり名古屋市に相談なり申請なりしなきゃいけないと思うんですよ。現状はそういう事案が生じた場合どれくらい時間がかかるのかと。ふつうは、今回なぜそれが遅れたのか。それは申請が遅れたのか。そこから名古屋市のほうが手続が遅れたのか。そこら辺の事情をまず教えていただきたいと思います。以前にも同じようなことがあったと議案説明会で聞きまして、そこら辺ですね。以前もどのような状況だったのか。今回との類似性をお聞きしたいと思います。

二点目は大治小学校プレハブ校舎設計業務委託料と大治小学校フェンス移設工事でございます。以前、教育委員会の工事でも全庁的に考えていくとのことで建設部なども一緒にやっていくという方針が示されております。今回これは教育委員会だけが関係していたのか、全庁的に工事ですから協議してやられたのか。ここら辺の経緯をお聞きしたいと思います。お願いします。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

まず水道局の移設の期間でございますが、通常でいきますと4カ月から6カ月ぐらい移設に要するようなお話をお聞きしております。続きまして、今回の移設に伴いまして業者から水道局の方に移設の依頼をするんですけれども、そこの中でうちと業者との中での連絡調整が不十分だったものですから、そこでちょっと時間がかかり今回移設する依頼も遅れるような形となります。以前にも同じようなというお話でございました。前回は担当と業者の中での書類のやり取りが遅れたというところから私ども上司としてもですね、そういった状況を把握できていないような状況でございましたので、前回はちょっと繰越明許を行った次第でございます。今回におきましても上司のそういった部下からの連絡等ございましたので、今回このような結果となりました。引き続き、改めてそういったことがないように徹底していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

今回の設計業務についてでございますが、学校教育課の方で行っているものでございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

1点目ですが、書類を名古屋市上下水道局に提出しても工事完了までに4カ月から5カ月かかると、非常にかかる。大治町が自前でやっていけばもっと早くはできると思うのですが、名古屋市に頼んでいるので仕方がないと思うのですが、予算が通って入札

とかにかけて業者が決まるまでに何カ月かかる。そこから水道管があれだし、すぐわかるかどうかはわかりませんが結局こういう道路工事があった場合、予算が3月議会で認められていつ頃に入札をかけていつ頃業者が決まって、それでいつ頃水道管があるかわかって。どういうスケジュールになっているのか。やっぱり四、五カ月かかるので水道管が移設してからも工事はかかるし……

○議長（松本英隆君）

吉原議員。工事の日程を答えるようにしてもらえばいいんですか。

○11番（吉原経夫君）

標準的なスケジュールですね、今回でなくて。今回はイレギュラーだと思うので。それをお願いしたいのと、学校教育課から聞いてびっくりしたのですが教育委員会の施設建築でも以前、建設部と一緒に全庁的にやっていくという方針が示されているのに、なぜそれが学校教育課だけでやっているように変わったのでしょうか。以前、議会に報告をもらって、それが続いているものが当然で、なぜ変わったんですか。当然、教育委員会でやることでございますが議会に事案があったときに建設部も入れて全庁的にやると報告を前の総務部長から議会でいただいていたいて、それで進めないでなぜ方針が変わるんですか。方針が変わった経緯を教えてください。

○議長（松本英隆君）

建設部が絡んでいるか、絡んでいないかですね。

○11番（吉原経夫君）

絡んでいないという発言を聞きました。

○議長（松本英隆君）

だからどうしてかという理由ですね。

○11番（吉原経夫君）

そう。そういうふうに議会で報告をもらっているのになぜ方針が変わったのか。

○議長（松本英隆君）

一問目の質問なんですけれども、今回の修正の金額に対しては関係ないですよ。違いますね。

○11番（吉原経夫君）

金額じゃなくて。

○議長（松本英隆君）

平常時の、工事までどれだけかかるかっていう内容ですね。今回のこととは違いますね。行政側、あとから吉原さんの方に通常の時のものを答えてあげてください。よろしいですか。

○11番（吉原経夫君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時12分 休憩

午後0時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕）

今回の件を受けまして私自ら名古屋市上下水道局北部管路センター及び名古屋市上下水道局本庁の方に出向いて状況を我々のとってきてある時系列的なものを再度確認してまいりました。そういったところ、水道管の埋設位置とか場所とか深度によって四、五カ月は通常かかりますよと。それはなぜかという北部管路センターの方から名古屋市上下水道局の本庁の方に、設計の方に文書が上がるそうです。そういったことで時間を要すると伺ってまいりました。したがって、今回我々の当初の初動の部分で、我々の行政内部と業者との相手のやり取り、そして名古屋市上下水道局への問い合わせ、申請等が速やかに行っておればこういったことが未然に防げたということを踏まえて反省しておるということでございます。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

設計業務の方は現在、業者の方に委託してやっております、その中で必要なことやこちらが確認したいことなどは建設部の方に確認しながら業務の方を進めております。

また、今後工事に入っていきますが、その際現場監理など建設部の方とも連携して行っていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

吉原さん三回目ですよ。

○11番（吉原経夫君）

はい、わかりました。まず建設部にお聞きするんですが、初動が遅れたとのことですが本来ならいつ名古屋市上下水道局に申請しなければいけなかったんですか。で、建設部長が名古屋市上下水道局に動いたのはいつだったんですか。本来いつやらなきゃいけなかったのを、気が付いて行ったのはいつだったのか。

あと学校、教育課長にお聞きしますが、最初の答弁とちょっと違うんですが。最初の答弁は学校教育委員会でやったと。質問と整合性を合わせるように建設部とも設計の段階でも話し合うと言っていますが。ちょっと答弁が違うんですが、本当に建設部とやっ

ているのか。やっていないのですよね。別にやっているやっていないはいいいんですよ。やる必要がないならないで。ただ、変わったら変わったで議会に報告をいただきたいということで。どっちなのでしょう。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時18分 休憩

午後0時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕）

名古屋市上下水道局に出向いた日は申し訳ありません、正確にいま何日ということは申し上げられませんが、3月の4日以降8日までの間だと記憶しております。その中で名古屋市からそのお話し合いの中で水道の埋設物があるなしにかかわらず、工事のたびに一度問い合わせをしておくとういったことが未然に防げるのではないかとということで、意見の一致を見たところでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

教育部長。

○教育部長（水野泰博君）

今回、設計業務ということで専門家に委託をしておるということで、建物を建てる段階で疑義等があれば建設部とも調整をさせていただく予定でございましたが、建物、要は校舎プレハブ自体はですね、業者との打ち合わせの中である程度こちらが思うとおりに設計ができてきたところですが、最後の建築確認の申請で尾張建設事務所に行ったところ、今回予定してたところと違う位置でのセットバックが必要であると。こちらも想定しきれていなかったところが判明しましたので、その点についてもすぐに道路管理者である都市整備課と打ち合わせもさせていただいて、適正なセットバックを行ってから手続きを始めさせていただきたいということで進めておるところでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号は会議規則第39条、第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第21号は可決されました。

日程第22、発委第1号大治町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（林 健児君）

10番林 健児です。発委第1号大治町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

大治町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日、議会運営委員会委員長 林 健児

この案を提出するのは地方自治法の一部改正に伴い、大治町議会における議員の請負の状況の公表に関し、必要な事項を定めるためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会に付託しないこととしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は委員会に付託しないことに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第23、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は1人で、議会議員の中から選出するものです。

任期は令和6年4月1日から2年間となります。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。

投票用紙を配ります。

ここで念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（松本英隆君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（松本英隆君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に順次投票を願います。

[投票]

○議長（松本英隆君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、3 番手嶋いずみ議員、5 番鈴木康友議員、7 番三輪明広議員を指名します。

立会人の方よろしく願います。

[開票]

○議長（松本英隆君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち、

鈴木 満議員 11 票。

吉原経夫議員 1 票。

です。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、鈴木 満議員が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（松本英隆君）

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました鈴木 満議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をします。

当選承諾及び御挨拶をお願いします。



○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。ただいま議員の皆様から海部地区環境事務組合議会議員としてご推挙いただきまして、本当にありがとうございます。引き続きこの任に当たらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（松本英隆君）

おめでとうございます。

続いて、日程第24、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配布しました申請書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

ここで皆様にお諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和6年3月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時33分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 本 英 隆

署名議員 林 哲 秀

署名議員 池 田 耕 介